

番号	1
項目	生活保護の鍼灸の施術開始は「医師の同意日」まで遡って認めること。また、「施術同意確認書」を施術券発行の要件とすることは止めること。
<p>(回答)</p> <p>施術給付の事務において、本人からの扶助申請後に記入済みの給付要否意見書が提出された場合、生活保護法及び医療扶助運営要領に基づき、制度における整合性の確認及び嘱託医審査において意見を聴取したうえで医療扶助（施術給付）の可否について、実施機関が決定を行っています。</p> <p>生活保護法第 50 条第 1 項の規定により定めている「指定医療機関医療担当規定」第 3 条において、「指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない」とされ、指定施術機関においても同第 13 条にて同第 3 条を準用すること、となっています。</p> <p>よって、生活保護法及び医療扶助運営要領に基づき、被保護者に対して実施される施術において、実施機関が扶助を決定した日を有効開始日として施術券を交付する取扱いを行っています。</p> <p>また、施術同意確認書は、「必要に応じて同意医師に行う病状照会の回答書として使用することができるもの」として取り扱っております。今後も必要に応じて活用してまいります。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8021

番号	2
項目	大阪市の生活保護受給者において、鍼灸・マッサージのそれぞれの利用者、および往診件数。
<p>(回答)</p> <p>各区別の鍼灸・マッサージの受給者数については、別紙のとおりです。</p> <p>なお、鍼灸・マッサージの往診にあたる往療・訪問施術件数の統計資料は作成しておりません。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8021